

生活交通ネットワーク計画（案）  
（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

平成 23 年 6 月 日  
（名称）武豊町地域公共交通会議  
（代表者名）会長 初山 芳輝 印

0 . 生活交通ネットワーク計画の名称
武豊町地域生活交通ネットワーク計画 （地域内フィーダー系統確保維持計画）
1 . 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>武豊町は、面積25.81km<sup>2</sup>、人口42,351人（H21.3）で、名鉄河和線の3駅、JR武豊線1駅の鉄軌道があるが、路線バスについては運行されていないため、住民から公共交通サービスの提供に対する要望、公共交通空白問題を抱えていた。</p> <p>バスによる地域公共交通サービスの提供については、平成15年に3ヶ月間のコミューターバンを使用した公共施設を結ぶ巡回バスの試行運行事業を実施したが、十分な利用がなかったため、本運行に至らなかった。</p> <p>しかし、少子高齢化・人口減少社会に対応した生活交通の確保は不可欠であり、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の施行等を契機に、地域公共交通会議を設置し、武豊町地域公共交通総合連携計画を策定し、コミュニティバス事業の実証運行を平成22年7月27日より開始した。</p> <p>地域公共交通総合連携計画で示した交通システムの狙いは、二つの鉄軌道を「広域幹線系統」として捉え、中心市街地の名鉄知多武豊駅を中心に、町内の主要施設と市街化区域をカバーするループ型のコミュニティバス路線を「地域内幹線系統」としてネットワークを構築している。また、コミュニティバス・鉄軌道の利用促進と市街化調整区域をカバーするため、事前予約制・路線不定期運行の乗合タクシーを地域内幹線系統に接続させる形で平成23年度中に構築する。</p> <p>こうした段階的にネットワークを構築することで、交通空白地の解消とお年寄り等住民が安全に暮らせ、気軽に異動できる生活の足を確保することを目指している。</p> <p>これより、地域公共交通総合連携計画をふまえ、武豊町地域公共交通会議が事業主体として実証運行している、コミュニティバスを「地域内フィーダー系統」として本格運行することが必要である。</p>
2 . 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
( 1 ) 事業の目標
<p>緑（右廻り）ルート：年間利用者数 人以上とする（H22 実績： 人）      緑（左廻り）ルート：年間利用者数 人以上とする（H22 実績： 人）      北部赤ルート：年間利用者数 人以上とする（H22 実績： 人）      南部青ルート：年間利用者数 人以上とする（H22 実績： 人）</p>

## ( 2 ) 事業の効果

広域幹線系統の鉄軌道とコミュニティバス等を接続させネットワークさせることで、効率的な運行体系が実現でき、武豊町内の交通空白地が解消できる。

さらに、特急が停車する主要駅まで、朝夕の通勤通学者の送迎のために発生していた自家用車のキスアンドライドやパークアンドライド利用が削減でき、渋滞・環境対策面で効果が期待できる。

加えて、公共交通ネットワーク整備により、自動車に頼らないで、町内移動が可能となり、商業施設、病院、公共施設等の利用、地域活性化策につながる。

### 3 . 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

#### < 運行系統の概要 >

- ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」

#### < 路線図・時刻表 >

- ・添付の時刻表・路線図を参照
- ・地域内フィーダー系統の要件（地域間交通ネットワークと接続）  
4 ルートともに、名鉄知多武豊駅等と接続

#### < 運行事業者の決定方法 >

- ・地域公共交通総合連携計画に基づく実証運行を開始する際に、愛知県バス協会等を通して公開の企画コンペによる事業者選定を行い、フジキュー整備㈱を選定した。
- ・契約期間は、車両調達、事業の安定運行等を考慮し、3 カ年契約としている。

#### < 運行予定期間 >

- ・地域公共交通総合連携計画の計画期間は平成 22 年度からの 5 カ年とし、地域公共交通活性化・再生総合事業に該当する平成 22～24 年度の 3 カ年を実証運行、平成 25 年以降を本格運行として永続的事業を想定している。  
（地域公共交通確保維持事業への転換を契機に、平成 24 年度より本格運行化）

#### < 地域間交通との整合性・新規性 >

- ・添付の路線図を参照 4 ルートともに、名鉄知多武豊駅等と接続
- ・地域公共交通活性化・再生総合事業をふまえ、実証実験後、平成 24 年度より本格運行化

### 4 . 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

- ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 2」

### 5 . 別表 4 の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】

対象外

### 6 . 別表 4 の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】

対象外

<p><b>7 . 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】</b></p> <p>交通不便地域人口：13,484 人（字別人口集計・平成 23 年 4 月 1 日現在）  人口集中地区以外人口：14,752 人（平成 17 年国勢調査）  （武豊町全人口：40,981 人 人口集中地区人口：26,229 人）  ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」</p>
<p><b>8 . 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p> <p>対象外</p>
<p><b>9 . 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p> <p>( 1 ) 事業の目標</p> <p>対象外</p> <p>( 2 ) 事業の効果</p> <p>対象外</p>
<p><b>1 0 . 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p> <p>対象外</p>
<p><b>1 0 - 2 . 地域公共交通確保維持事業（車両減価償却費等国庫補助金部分）に要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p> <p>対象外</p>

## 1 1 . 協議会の開催状況と主な議論

### <平成 21 年度 >

- ・平成 21 年 4 月 30 日 (第 1 回) 協議会設立、規約承認、活性化再生総合事業について
- ・平成 21 年 6 月 25 日 (第 2 回) 総合連携計画案 (案) の協議
- ・平成 21 年 9 月 24 日 ~ 10 月 23 日 パブリックコメントの実施
- ・平成 21 年 12 月 10 日 (第 3 回) 総合連携計画の承認、運行申請報告、事後評価協議
- ・平成 22 年 3 月 4 日 (第 4 回) 運行事業者の報告、次年度事業計画協議

### <平成 22 年度 >

- ・平成 22 年 5 月 24 日 (第 5 回) 運行計画の変更の協議
- ・平成 22 年 12 月 6 日 (第 6 回) 事前予約制乗合タクシー事業、事後評価の協議
- ・平成 23 年 3 月 14 日 (第 7 回) バス停位置変更協議、次年度事業計画協議

### <平成 23 年度 >

- ・平成 23 年 7 月 4 日 (第 8 回) 生活交通ネットワーク計画の協議・承認 (予定)

## 1 2 . 利用者等の意見の反映

### <平成 20 年度の主な意見聴取 >

- 住民アンケート調査
- ・平成 20 年 7 ~ 8 月 : 1505 件
- ・日常の交通行動、公共交通に対する意向等確認  
鉄道利用者アンケート調査
- ・平成 20 年 7 ~ 8 月 : 242 件
- ・日常の交通行動、公共交通に対する意向等確認  
主要企業ヒアリング調査
- ・平成 20 年 9 月 対象 : 町内主要企業
- ・従業員送迎実態、公共交通事業への事業協力等の確認

基礎調査を実施し、事務局として武豊町の住民等ニーズ把握を実施

### <平成 21 年度の主な意見聴取 >

- ・平成 21 年 7 月 23 日 車両試乗体験会の開催 (参加者アンケート調査)
- ・平成 21 年 9 月 12 日 フォーラムの開催 (来場者アンケート調査)
- ・平成 21 年 9 月 24 日 ~ 10 月 23 日 パブリックコメントの実施
- ・平成 22 年 1 月 地区説明会の実施

昨年度調査結果をベースに、協議会 (交通会議) にて協議。

平成 21 年度調査は、協議結果を住民に開示し、連携計画・実証運行の確認を行う。

### <平成 22 年度の主な意見聴取 >

- コミバス利用者アンケート調査
- ・平成 22 年 10 月 15-16 日 : 45 人
- ・利用実態、利用理由、満足度の把握  
地区説明会の実施
- ・平成 22 年 6 月 8-10 日 (47 人) : 実証運行の初期導入時の住民ニーズ確認
- ・平成 23 年 1 月 25-27 日 (42 人) : 事前予約制乗合タクシー事業のニーズ確認

実証運行 (初年度) の住民ニーズによる事業評価、新事業に対する意向把握を行う。

13. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	愛知県地域振興部交通対策課
交通事業者・交通施設管理者等	知多乗合株 名鉄知多タクシー(株) 安全タクシー(株) 社団法人愛知県バス協会 愛知県タクシー協会 愛知県交通運輸産業労働組合協議会 愛知県知多建設事務所維持管理課 愛知県半田警察署交通課
地方運輸局	中部運輸局愛知運輸支局
その他協議会が必要と認める者	名古屋産業大学教授 議会議長 住民代表(長尾部長、大足区長、富貴区長会長) 社会福祉協議会 老人クラブ連合会 商工会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

(所属) 武豊町 総務部 企画政策課

(氏名) 宮谷 幸治

(電話) 0569-72-1111

(e-mail) kikaku@town.taketoyo.lg.jp